

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、納付の事実は確認できなかったとの回答をもらった。

私の保険料については、姉夫婦が経営する店に勤務していた夫が、店に集金に来ていた A 銀行の職員を通じて、夫婦二人分の保険料を納付していたので未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、B 市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、昭和 48 年 1 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料は申立期間を除き夫婦共に同一日に納付されていることが確認でき、申立期間について申立人の夫の保険料は納付済みであるにもかかわらず、申立人の保険料が未納であるのは不自然である。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間以外に未納が無いことから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人が保険料を納付したとしている A 銀行 C 支店は、申立期間当時、既に B 市の指定金融機関であったことが確認でき、申立人が主張する金融機関への納付は可能であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から同年3月までの期間、50年4月から同年5月までの期間及び51年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年2月から同年3月まで
② 昭和50年4月から同年5月まで
③ 昭和51年8月

私は、地元A市から昭和37年4月にB市に転居し、その後C区、D区等を経て、44年2月からB市に落ち着いた。

その後、昭和51年8月末にE町に戻るまでは、B市の集金で国民年金保険料を漏れなく納めていたはずなので、再調査をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はいずれも短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の妻も国民年金加入期間中に未納は無い。

申立期間①については、申立人は、「国民年金の加入は叔父に勧められ自分がB市役所で昭和44年2月ごろに手続を行い、その後婚姻前までの期間は、叔父の経営する会社に就職していたため、保険料は叔母が納付していた。」と述べているところ、申立人が所持する国民年金手帳には「44年2月1日資格取得、44年4月16日発行」と記載されており、同手帳が発行された時点で同期間の保険料を納付することは可能であり、申立人の叔母からも「申立人の保険料は、給与から天引きして納付していた。」との証言を得ている。

申立期間②及び③については、申立人は、「妻が自分の分と一緒に保険料をB市の集金人を通じて納付していた。」と主張しているところ、夫婦共に加入していた期間の国民年金保険料は、申立人が所持する領収書では

いずれも夫婦が同一日に納付していることが確認される上、同期間について妻は納付済みとなっている。

また、当時のB市の国民年金保険料の収納方法については、昭和38年4月から61年3月までは、国民年金協力員による集金制度を実施していたことが確認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 6 月から 42 年 6 月まで
② 昭和 42 年 12 月
③ 昭和 43 年 3 月から 45 年 8 月まで
④ 昭和 46 年 7 月から 48 年 4 月まで
⑤ 昭和 51 年 4 月から同年 12 月まで
⑥ 昭和 54 年 8 月から 55 年 2 月まで
⑦ 昭和 56 年 1 月から同年 7 月まで
⑧ 昭和 58 年 11 月から 59 年 7 月まで
⑨ 昭和 60 年 9 月から 61 年 4 月まで
⑩ 昭和 62 年 4 月から 63 年 6 月まで
⑪ 平成元年 11 月

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間については納付事実が確認できないとのことだった。

私は、姓が変わっていた時期もあったが、厚生年金保険の番号が重複していたり、国民年金の番号が2つもあることになっていたりする。

しかし、申立期間については、すべて加入手続をしてきたと思うし、保険料も元妻が納付してきたはずなので、再調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑪は1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間⑪を除く平成元年4月から18年4月までの、国民年金加入の203か月分の保険料は全て納付している。

一方、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、

申立人の手帳記号番号は昭和 45 年 8 月と 48 年 9 月に、別番号で払い出されたことが確認されるが、最初の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①及び②については、時効により納付することができない。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、最初の手帳記号番号の記録は資格取得日（41. 6. 7）と資格喪失日（61. 4. 1）だけで、全加入期間が未納となっている上、同手帳記号番号に係る払出簿の備考欄には「不在 46」と記載されていることから、申立期間①から④までについては、納付書が発行されなかったものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間④、⑤及び⑧については、未納となっている上、申立期間⑥及び⑦については、未加入の期間として取り扱われており、保険料を納付することができなかったと考えられる。

加えて、元妻との婚姻期間中である申立期間④から⑩までについては、元妻から当時の納付状況を聴取することができず、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年 11 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、A社の事業主は、申立人が昭和20年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、24年4月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年11月から21年3月までの期間は70円、同年4月及び同年5月は210円、同年6月から22年1月までの期間は240円、同年2月から同年5月までの期間は300円、同年6月から23年7月までの期間は600円、同年8月から同年11月までの期間は2,100円、同年12月から24年3月までの期間は3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から24年4月26日まで

B社（現在は、C社）に勤務していた当時の厚生年金保険加入期間について社会保険事務所へ照会したところ、昭和18年4月2日から20年9月1日までの期間であるとの回答を得たが、同社には18年4月2日から24年4月25日まで勤務していたので納得できない。

申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と生年月日が一部相違しているものの、同姓同名の者が昭和20年11月1日に被保険者資格を取得、24年4月1日に資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、B社に勤務していたとしているが、A社に勤務していた同僚に照会したところ、「当時のA社ではB社製品を製作し、地元ではB社の通称名で呼ばれていた。申立人と一緒にA社で勤務していた。」と

証言をしている上、複数の元同僚の厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、A社は、申立人が申立期間当時勤務していた事業所であると認められる。

さらに、社会保険庁の記録では、国民年金及び厚生年金保険の被保険者並びに受給者の中に申立人と同姓同名で前述の一部相違の生年月日の者は認められないことから、当該記録は申立人に係る厚生年金保険被保険者記録であることが推認できる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和20年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、24年4月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録により、昭和20年11月から21年3月までの期間は70円、同年4月及び同年5月は210円、同年6月から22年1月までの期間は240円、同年2月から同年5月までの期間は300円、同年6月から23年7月までの期間は600円、同年8月から同年11月までの期間は2,100円、同年12月から24年3月までの期間は3,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年9月1日から同年11月1日までの期間については、申立期間当時、一緒に下宿していた元同僚3名のうちの1名は、申立人の具体的な勤務期間を覚えておらず、ほかの同僚2名は既に亡くなっている上、申立人が24年に退社した当時の人事課長をしていたとする者は社会保険庁の記録では確認できないため、元同僚等から当時の勤務状況等を聴取することができない。

また、C社では、申立期間当時の人事記録や社員台帳には申立人の氏名は見当たらないと回答している。

さらに、A社は既に解散している上、同社とB社が加入していたD健康保険組合にも申立期間当時の資料は保存されていない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該期間に係るB社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる給与明細書等の関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44年8月から45年7月までは4万5,000円、同年8月から46年9月までは5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月1日から46年10月1日まで

私は、昭和43年7月30日から46年9月30日までA事業所に勤務している。

社会保険庁の厚生年金保険加入記録は昭和43年7月30日から44年8月1日までとなっているが、B厚生年金基金加入記録は同年4月1日から46年10月1日までとなっているので、同基金の記録を踏まえ、44年8月1日から46年10月1日までの期間についても厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

企業年金連合会が保管するB厚生年金基金加入員台帳、申立人が保管するB厚生年金基金加入員証及び厚生年金基金連合会からの通知（はがき）から判断すると、申立人は昭和46年9月30日までA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B厚生年金基金加入員台帳の記録から、昭和44年8月から45年7月までは4万5,000円、同年8月から46年9月までは5万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和 44 年 8 月 1 日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月から 46 年 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 1 月から同年 8 月までの期間、45 年 5 月から 49 年 9 月までの期間及び平成 3 年 6 月から 5 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 1 月から同年 8 月まで
② 昭和 45 年 5 月から 49 年 9 月まで
③ 平成 3 年 6 月から 5 年 1 月まで

国民年金保険料納付記録の照会申出書を提出したところ、申立期間の保険料について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私の国民年金保険料については、昭和 44 年 1 月から同年 8 月までの分と 45 年 5 月から 49 年 9 月までの分は、母親が納付してくれていたはずであり、また、会社を退職した後の平成 3 年 6 月から 5 年 1 月までの分は、私が集金に来た区長を通じて納付していたので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 8 月 31 日に払い出されていることが確認できることから、申立期間①及び②の保険料については、時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に他界しており、当時の状況を聴取できない。

さらに、申立期間③の保険料については、申立人は集金に来ていた区長を通じて納付していたとしているが、当該区長は既に他界しており、申立期間当時の納付状況を聴取できる関係者も見当たらない上、A 市保管の国民年金被保険者名簿（紙名簿）にも保険料が納付されたことをうかがわせ

る記述や表示は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から49年3月まで

国民年金保険料納付記録の照会申出書を提出したところ、申立期間の保険料について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、20歳当時は大学生であったが、加入手続及び保険料納付は父が行っていたはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月21日に払い出されていることが確認できることから、この時点で申立期間の大部分の保険料については、時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は保険料納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の父親は既に他界していることから、申立期間当時の状況を聴取することができない上、A市保管の国民年金被保険者名簿には、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる記述や表示は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

社会保険事務所から、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料は、未納となっているとの回答をもらった。

申立期間は、夫と自営業をしており、売上金等の集金に来ていた銀行員に保険料の納付をお願いしており、会計事務所の指導により確定申告を行ったことも記憶している。

社会保険庁における事務処理が電算機に移行したときの手違いと考えられるので、調査して申立期間の納付記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は昭和50年11月21日に払い出されていることが確認できることから、このころに国民年金に加入したものと推認される。申立人の当時の保険料納付状況をみると、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び社会保険事務所が保管する国民年金保険被保険者台帳（マイクロフィルム）により、第二回特例納付の時期に、申立期間直前の36年4月から48年3月までの分を特例納付していることが確認できるが、申立期間は第二回特例納付の対象期間ではない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までは過年度納付できない期間であり、第三回特例納付の時期に申立期間の保険料を特例納付した周辺事情及び資料も確認できないほか、申立期間は申立人の夫も未納となっている。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から45年3月まで
昭和44年10月から45年3月までの国民年金保険料の納付記録について照会申出書を提出したところ、保険料納付の事実は確認できないとの回答をもらった。

申立期間の国民年金保険料は、社会保険事務所から納付期限が過ぎているので納付するように通知があったため、同事務所の窓口で2回に分けて納付した。保険料を納付したことは間違いないので、この期間の年金記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、社会保険事務所から納付期限が過ぎているので納付するようとの通知があったため、同事務所の窓口で2回に分けて納付したと主張しているが、納付時期、納付金額等の納付状況が明確でなく、申立人には申立期間以外にも納付期限後に保険料を納付している期間が多く見受けられる。

また、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立人及びその妻の結婚後の記録は、納付期間、申請免除期間及び追納期間ともすべて一致しており、夫婦一緒に保険料を納付していた可能性が高いが、申立期間の妻の記録は未納となっていることから、申立期間も未納であったと考えるのが相当である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 917 (事案 537 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年9月までの期間、平成10年3月及び同年6月から13年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年4月から49年9月まで
② 平成10年3月
③ 平成10年6月から13年3月まで

申立期間①について、前回の申立書にA社の経理責任者の名前を記載しなかった理由は、80歳過ぎの高齢者であること、及び会社を閉めた後、お付き合いをしていないことからである。

しかし、今回は経理責任者の氏名を明らかにするので、再度調査をお願いします。

申立期間②及び③については、当時の日記帳が見付かり、B銀行、C銀行、郵便局、支所及び社会保険事務所へ出向いた記録が残っているので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、いずれも再申立てであり、当委員会は、申立期間①については、申立人が国民年金の加入手続や保険料納付に直接関与していないこと、申立人の夫が経営するA社の経理責任者に申立人の夫が納付書を渡して納付したとされているが、氏名は明かせないと述べていること、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の記録では、手帳記号番号が申立人の前後である国民年金任意加入者の加入年月日から、申立人は、昭和49年9月又は同年10月ごろに手帳記号番号の払出しを受け、46年4月28日にさかのぼって初めて国民年金被保険者資格を取得したと推認されること、申立期間②及び③については、当時納付したとする保険料額に関する記憶があいまいであることなどから、申立人が申立期間の国

民年金保険料を納付していたものと認めることはできないと決定し、申立人に対し、平成 20 年 11 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①については、A社の経理責任者の氏名を明かし、再申立てとなったが、元経理責任者に照会したところ、国民年金保険料の納付に係る依頼を受けたことはないと言明しており、申立人の主張と符合せず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事実も見当たらない。

また、申立期間②及び③の期間については、申立人は保険料納付を示す資料として新たに当時の日記帳を提出したが、日記帳では具体的な保険料納付についての記述は見当たらず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事実も見当たらない。

以上のことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年5月から61年3月まで
勤務していた会社を辞め、独立して自営業となり、国民年金に加入した。会社員でなければ、当然国民年金に加入すべきものと思っていた。国民年金保険料の納付等については妻が行っていたが、自分の分は申立期間が未納となっており、妻の分も昭和58年4月から61年3月まで未納となっている。当時は経済的に納付できない状況でもなく、一度督促が来たこともあり、すぐ納めた記憶がある。数年も納めないで、放っておくということは二人の性格上考えられない。
申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する国民年金被保険者記録票及び国民年金被保険者名簿によれば、申立期間は未加入期間とされているため、国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立人はオレンジ色の年金手帳を1冊所持しているが、この手帳に記載された記号番号のほかに別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和54年11月から56年3月までの国民年金保険料納入通知書兼領収証書（前納用）、同年4月の保険料に係る催告状及び61年4月から平成元年12月までの国民年金保険料領収証書を所持しているが、申立期間に係る書類は所持していない。しかも、申立期間の確定申告書等の関連資料が発見されたが、同期間の保険料を納付した形跡が確認されず、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から46年1月までの期間及び48年6月から56年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から46年1月まで
② 昭和48年6月から56年12月まで

私が成人に達するころ、永住権を有する外国人に国民年金の資格が認められ、兄に連れられ手続をした記憶がある。

その後、国民年金保険料の納付は兄が行っていたと思われる。父母及び兄が死亡した現在、確認はできない。

昭和48年5月に結婚して、姓が変わり、58年の夏ごろまでは前夫又は私が国民年金保険料を納めていた。前夫とは離婚してからは会っておらず、現在の私の居住地も知られたくなく、確認はできない。

第3 委員会の判断の理由

法務省が保管する外国人登録原票によれば、申立人は昭和42年12月14日に永住許可を取得し、それ以前から日本に居住していることが確認できる。しかし、日本国内に住所を有する者であって、日本国の国籍を有しない外国人に対し、国民年金法における国籍要件を撤廃して内国民待遇を与える措置が講じられたのは57年1月1日以降であり、同施行日前から日本国内に住所を有する強制適用対象者の資格取得年月日も同施行日とすることが法令上定められていることから、申立人は申立期間において国民年金の資格を取得することができない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号が払い出されたのは昭和57年4月5日であることが確認でき、ほかに別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月及び 58 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月及び 58 年 1 月

昭和 57 年 12 月に会社を希望退職したが、勤労課の職員に国民年金に加入しなければならないことを教えられていたので、郷里の A 市に転居した後、58 年 1 月ごろに、同市役所で国民年金の加入手続を行い、再就職した同年 2 月ごろに、同市役所で保険料を納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の記号（箇所番号）は、B 社会保険事務所の新設に伴い、平成元年 4 月以降に使用されたことが確認でき、ほかに別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立期間は未加入の期間として取り扱われており、保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、C 市では、申立人は平成 2 年 4 月 8 日に A 市から転入し、同年 5 月 1 日に新規取得処理を行ったとしていることから、この時点で、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年3月まで

昭和36年4月に独立して店を持った。そのころ、近くで国民年金の説明会があるということで町内会の役員の方に連れて行っていただき、その後、毎月、町内会費や商店会費と一緒に集金で国民年金保険料を納付した。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は、昭和41年9月21日に払い出されていることが確認でき、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間のうち一部は時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、「町内会の集金により、毎月、国民年金保険料を納付していた。」と述べているが、手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は過年度納付となるため、集金により納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間の集金人について「名前は覚えていない、既に亡くなっている。」と述べていることから、納付状況等の事情を聴取することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月 5 日から平成 9 年 9 月 27 日まで
私が A 社に入社した昭和 60 年から 62 年までは給与等月額が 15 万円、63 年から平成 5 年までは給与等月額が 20 万円、6 年から退職する 9 年までは支給額が下がったため給与等月額が 13 万円であったと記憶しているが、社会保険事務所で確認したところ、標準報酬月額がこれらの給与等月額より低く報告されていることが分かった。

給与明細書等はないが、標準報酬月額が低く報告されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に勤務していた A 社は、平成 10 年 11 月 21 日に厚生年金保険適用事業所でなくなっており、当時の事業主は、「平成 10 年 10 月会社倒産のため、関係書類は全部破棄、処分した。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、社会保険庁の A 社の「事業所記録照会回答票」で確認できる社会保険労務士にも、当該事業所での申立人に係る厚生年金保険関係資料について確認したところ、「A 社は、倒産して既に 10 年以上経過しているため関係書類は処分済みである。」と回答している。

さらに、申立人が提出した平成 3 年分所得証明書には、厚生年金保険料の控除額の記載は無いため、保険料控除額を確認することはできない。

加えて、社会保険庁の被保険者記録から当時の同僚の標準報酬月額について確認したが、申立人とほぼ同額で推移しており、申立人及び同僚の標

準報酬月額記録に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 11 月 10 日から 38 年 9 月 8 日まで
② 昭和 38 年 9 月 10 日から 40 年 4 月 1 日まで

平成 14 年に定年を迎えるに当たり社会保険事務所に行ったところ、申立期間が脱退手当金支給済期間として処理されていることを知ったが、私は脱退手当金を受給した記憶は全く無い。

新聞記事で私と同じように脱退手当金をもらっていないという女性がいるということを知り、やっぱり私だけではないと思ったので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社及び B 社の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 2 月から 34 年 3 月 1 日まで
私は、A社に昭和 29 年 2 月から 46 年 8 月まで勤務したが、入社した 29 年 2 月から 34 年 3 月 1 日までの約 5 年間の厚生年金保険加入期間が無いのは社会保険庁の記録管理が不十分だったためと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは昭和 34 年 3 月 1 日であること、及び申立人が記憶する同僚 9 人も申立人と同様に同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認でき、健康保険記号番号は連番で記載されており、欠番も無い。

また、元事業主は、「A社は個人事業所として経営していたが、昭和 34 年ごろに、法人化して厚生年金保険の適用事業所となった。」、「当該事業所は既に解散しており、当時の関連資料は無い。」と証言している。

さらに、同僚は、「申立人は、高校を卒業する前に、学生アルバイトで来た。私は、当時、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入は、昭和 34 年 3 月からで間違いありません。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。